

燕市明るい選挙推進協議会総会会議録

日 時 令和6年5月31日（金）午後4時00分
会 場 燕市役所燕庁舎 4階 第2会議室
出席者 推進員19人 事務局4人

1. 開 会

2. 挨拶

燕市明るい選挙推進協議会 会長 大倉 剛

3. 議 題

- (1) 令和5年度事業報告並びに決算報告について
原案のとおり承認
- (2) 令和5年度会計監査報告について
原案のとおり承認
- (3) 令和6年度事業計画並びに予算（案）について
原案のとおり可決
- (4) 研修視察について
推進員の意向を踏まえ、日時・視察地は理事会で決定する。
- (5) 明るい選挙推進協議会の規約及び内規の改正について
原案のとおり可決（別添のとおり）
- (6) その他

4. 閉 会

議題 (5)

燕市明るい選挙推進協議会内規の一部を改正する内規 (案)

燕市明るい選挙推進協議会内規の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 31 日

燕市明るい選挙推進協議会
会 長 大 倉 剛

記

年会費 1 中、年会費 3, 0 0 0 円を 5, 0 0 0 円に改める。

慶弔規程 1 を削る。

慶弔規程 2 から 3 までを 1 ずつ繰り上げる。

慶弔規程 4 中、「上記 1 から 3 の場合」を「上記 1 から 2 の場合」に改め、同規定を慶弔規程 3 とする。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

燕市明るい選挙推進協議会内規（案）

〔年会費〕

1. 年会費は、**5,000円**とする。ただし、任期満了時において退任される方からの年会費は徴収しないものとする。

〔慶弔規程〕

~~1. 推進員が病気等により入院した場合は、見舞金5,000円を贈る。~~

1. 推進員が死亡された場合は、香典5,000円を贈る。この場合、事務局は他の推進員に当該推進員が死亡した旨を連絡する。

2. その他不慮の災害による被害を受けた場合は、被害の程度によりその都度会長と協議のうえ決める。

3. 上記1から2の場合において、当該推進員からの返礼品等による御礼は行わないこととする。

※ この内規は、昭和50年4月1日から施行する。

※ 内規一部改正（平成4年5月12日）

内規1中、見舞金3,000円を5,000円に、内規2中、香典3,000円を5,000円に改め、平成4年5月12日から施行する。

※ 内規一部改正（平成9年12月9日）

内規2中「この場合、事務局は他の委員に当該委員が死亡した旨連絡する。」を加え、平成9年12月9日から施行する。

※ 内規全部改正（令和5年5月25日）

年会費を3,000円とする規定を加えて全部を改正し、令和5年5月25日から施行する。

※ 内規一部改正（令和6年5月31日）

年会費1中、年会費3,000円を5,000円に改め、慶弔規程1を削り、慶弔規程2から3までを1ずつ繰り上げ、慶弔規程4中、「上記1から3の場合」を「上記1から2の場合」に改め、同規定を慶弔規程3とし、令和7年4月1日から施行する